

マスコミ報道から見た大規模土砂災害時の情報提供に関する考察
— 理解のスキーマを利用した緊急調査の周知に対する一考察 —

○ (株) 社会安全研究所 牧野裕至
国土技術政策総合研究所 林真一郎
国土技術政策総合研究所 吉川知弘

1. はじめに

平成 22 年 11 月の改正土砂災害防止法の改正を受け、平成 23 年 1 月の新燃岳噴火や、同年 9 月の台風 12 号による河道閉塞対応等に土砂災害防止法による「緊急調査」が行われて来た。土砂災害防止法では「国土交通大臣若しくは都道府県知事が、土石流や河道閉塞による湛水等を発生原因とする重大な土砂災害が急迫し危険が予想される場合に、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（緊急調査）を行い、その結果を関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。」とされている。

この土砂災害防止法は、国等に緊急調査を義務づけたことに留まらず、その情報を関係自治体及び一般へ通知・周知するなど、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の軽減を図ることを目的として改正されたものである。

2. 研究手法

土砂災害防止法が所期の目的を達成するためには、「緊急調査」が正確に行われることに加え、その結果が関係行政機関はもとより報道機関等を通じて、関係住民に正確に伝わらなければならない。

本研究は「緊急調査」に関する行政・研究機関（情報の提供側）及びマスコミ（情報の受け手側）の、記者発表・記者レクによる説明前後の認識のスキーマを、記者発表資料等と新聞記事の比較や双方へのヒアリングから解析したものである。

解析事例、記者レク及び記者発表、新聞記事、スキーマ解析対象は表 1 のとおりである。

表 1 解析対象と解析手段

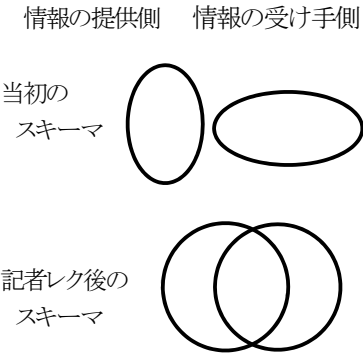
事例		新燃岳火山土石流	台風 12 号 河道閉塞
記者レク 及び 記者発表		記者レク 2 回（平成 23 年 1 月 21 日～3 月 7 日） 同発表 46 回（ ” ）	記者レク 47 回（平成 23 年 9 月 7 日～9 月 21 日） 同発表 2,976 回（ ” 23 年 9 月 6 日～11 月 17 日）
新聞 記事	対象期間	（平成 23 年 1 月 16 日～3 月 11 日）	
	検索キー	新燃岳 AND 土石流	土砂ダム OR 土砂崩れダム
	記事件数	朝日新聞 36 件 読売新聞 28 件 毎日新聞 36 件 宮崎日日新聞 38 件 合計 138 件 （各西部版）	朝日新聞 71 件 読売新聞 97 件 毎日新聞 74 件 合計 242 件 （各関西版）
スキーマ解析対象		情報の提供側と受け手側のヒアリング 提供側 : 行政機関、研究機関 受けて側 : 新聞 1 社、テレビ 2 社	未実施

3. 理解のスキーマ (Schema)

認知心理学の分野では、人の持つさまざまな知識・記憶がモジュール化されていると仮定し、これを「スキーマ (schema)」¹⁾ と呼ぶ。これまでの研究では、人が外界からの情報を理解する上で、スキーマが非常に大きな役割を果たすことが判明²⁾ している。適切なスキーマを活性化させることで、人は、行間を読んだり、次に来るシーンや話題を予測したり、関連する過去の経験や知識を思い出して欠けている情報を補完したりするとされている。

砂防の行政・研究の専門家と報道機関の間には、理解のスキーマの差異が存在すると考えられる。誤解なく、正しい情報の相互理解を行うためには、互いに相手がどのようなスキーマを持っているかを理解し、それを前提とした情報の発信を行うことが必要となる。

図 1 スキーマの変化の概念図



4. 解析結果

- (1) 記者発表と新聞記事（新燃岳火山土石流、台風12号 河道閉塞）
- ・新聞記事は記者発表資料を忠実に伝え、各社紙面の差異はほとんどない。
 - ・専門的な事柄については、学識経験者に取材を行いその結果を報道している。
 - ・避難等住民生活に関連した事柄は独自取材に基づいて報道している。

(2) 双方のスキーマ分析（新燃岳火山土石流）

情報の送り手側と受けて側双方のスキーマを、7つの大項目項目は、さらに中項目22、小項目25に分類した。新燃岳火山土石流の事例におけるスキーマの解析例（7つの大項目による）を表－2に示す。また、そのうち大項目1.についての詳細な解析例を表－3に示す。

表－2 7つの大項目のスキーマと、提供側・受け手側のスキーマ

大項目 スキーマ	1. 緊急調査に関する認識	2. 関係者間の役割分担に関する認識	3. 緊急調査の結果に関する認識	4. 結果の説明(内容・方法)に関する認識	5. 土砂災害の特性に関する認識	6. シミュレーションの限界に関する認識	7. 現地確認の意義に関する認識
情報提供側のスキーマ	緊急調査であることを意識	行政機関・研究機関等役割分担を意識	当然のものとして認識	行政に説明する事は当然と認識	行政機関内の一部に認識の差異があるが説明で解消	行政機関内の一部に認識の差異はあるが説明で解消	行政機関内の一部に認識の差異はあるが説明で解消
受け手側のスキーマ	意識せず説明で理解	意識せず	意識せず説明で理解	記者レクは当然のものと認識	意識せず専門的な事は対面説明が必要と認識	意識せず専門的な事は対面説明が必要と認識	意識せず説明で理解

表－3 スキーマの大項目、中項目、小項目の分類例とそのスキーマ

大項目	中項目	小項目	情報提供側のスキーマ	情報の受け手のスキーマ
1. 緊急調査に関する認識	土砂災害防止法に基づく国等による「緊急調査」[主体]		当然と認識	意識せず 説明で理解
	行うべき事項 [内容]	区域及び時期の明確化（災害発生予測）	当然と認識	意識せず 説明で理解
		区域及び時期の自治体への通知	当然と認識	当然と認識
		区域及び時期の一般への周知	当然と認識(濃淡有り)	当然と認識
	法的義務による責務感 [背景]		当然と認識	意識せず 説明で理解

5. 解析結果

(1) 情報の提供側・受けて側の相互理解に関する事柄

- ・当初は情報提供側と受け手側に明確なスキーマの差異がある。
- ・情報の受け手は、提供側からの説明を受けてスキーマのズレが次第に解消している。

(2) 情報の受け手のスキーマに関する事柄

- ・国等が調査の主体であることに特段の認識を持たず、説明を受けることにより土砂災害防止法に伴う調査であることを認識している。
- ・情報の提供側からの情報が多少安全側に振れていると感じても、取材の課程での議論を経て、発表内容を正確に伝える事が重要と認識している。
- ・土砂流出と河川の流出等の差異など砂防に関する専門的事柄は、当初認識していないが説明を受けて理解している。

6. 今後の情報提供のあり方に関する考察

スキーマの解析は新燃岳火山土石流に関するものだけであり、台風12号の河道閉塞等他の事例について解析を加えた上で考察を深めなければならないが、火山噴火に伴う緊急調査等、特に高度な技術を活用した緊急調査の一般への周知にあたっては、対面での記者レク方式による報道機関への説明が情報の提供側と受け手側の共通のスキーマを醸成する上で有用であると考えられる。

参考文献：1) 森 敏昭他：認知心理学キーワード、有斐閣 2) U・ナイサー：認知の構図、サイエンス社 P53-82